

お諮りいたします。臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳臨時議長 御異議なしと認めます。よって臨時議長において指名することに決定いたしました。

仮議長に戸村節子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました戸村節子議員を仮議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳臨時議長 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました戸村節子議員が仮議長に当選されました。

ただいま仮議長に当選されました戸村節子議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

この際、ただいま仮議長に当選されました戸村節子議員を御紹介いたします。

戸村節子議員。

〔戸村節子仮議長登壇〕

○戸村節子仮議長 ただいま御選出をいただきました公明党の戸村節子でございます。大変重要な発議43号につきまして審議をいたします仮議長として務めさせていただく所存でございます。それに当たりましては公平で、そしてまた、誠意を持って行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○松永修巳臨時議長 仮議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長退席・仮議長着席〕

○戸村節子仮議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午後1時開議

○戸村節子仮議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2発議第43号政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸村節子仮議長 起立者少数であります。よって提案理由の説明を省略することは否決されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員 無所属の会・市民ネットの越川雅史でございます。日本共産党、自由民主党、民主・連合・社民、行徳自民党、そして無所属の会・市民ネットを代表しまして、提出者として提案理由を御説明させていただきます。提案理由の説明は予定外のことでありましたので、準備がちょっとできていない部分がございますが、その点、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、提案理由を説明申し上げます。

まず冒頭、47万市川市民の皆様、そして全国市議会議長会を始めとする全ての地方議会関係者の皆様、大久保市長を始めとする市川市職員の皆様に、市川市議会が前代未聞の異常事態が続いているということについておわびを申し上げます。

その上で、まず、なぜ私たちが政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する特別委員会の設置を求めているかについてあります。本年の8月28日にある市民の方が、切手を大量に購入している会派がある。これらの会派について、切手を1,000枚以上も張る行為は合理性を欠く。切手は換金率が高い。本当に市議がアンケート調査を実施したのか、会報を郵送したのか確認してほしい。不正支出の疑いがあるということで住民監査請求がなされました。

これを受けまして、監査結果が11月4日に示されました。そして御承知のとおり、この政務活動費と切手の問題というのは、兵庫県議会の野々村議員の事件があったように全国的にも注目されている問題であり、また、政務活動費という公金に係る問題ですので、これは監査対象となった会派の問題ではなく、私たち42名、全会派、全議員が真摯に受けとめて市民の皆様に説明できるような状態に改善していかなければならないと、私たち5会派18名はそういう気持ちでおりました。

そして、11月3日です。岩井清郎議長に対して、私たちはこの住民監査請求の結果について、例えば全員協議会を開催するなどして、全市議会議員に対して、何に疑義が生じているのか、そして監査はどのように行われたのか、監査結果はどのようなものだったのか、これを今後私たちはどのように改善していかなければならないか話し合う場が必要ですということで申し入れをいたしました。しかし、岩井議長に、その必要はない。それは各自が判断すればいい。議長として、それを取り上げる気はないという回答を受けました。別途、各派代表者会議の下に経理責任者会議を設けて、そこで話すというようなお話があったのは事実ですが、そこに出席した我々5会派の議員の中では、あれは茶番だと。あれでは真相究明につながらないし、真実は明らかにならない、市民に説明ができないという不満の声が上がりましたので、再度私たちは協議をして、6名の議員が12月定例会で一般質問の通告に至りました。

○戸村節子仮議長 越川議員に申し上げますが、説明は簡潔にお願いいたします。

○越川雅史議員 はい。しかしながら、その一般質問も議長の議事整理権の発動と、あとは議事進行発言、そしてやじなどによって事実上遮られてしまいました。そこで日本共産党の金子貞作議員から、何とか名称が出た会派にも弁明の機会を与えるべきではないかとか、いろんな提案がなされたんですが、それでも岩井清郎議長は御意見として承るという発言のみをして事実上の却下をいたしました。

そこで、私たちは提案理由、大きく4つです。まず、真実を明らかにして、市議会として市民に対する説明責任を果たさなければいけないから。そしてまた、100条委員会を設置する以外に調査する方法がないと判断したから。また、切手を大量購入していると言っている会派に弁明の機会を与える必要があることから。さらには、自分はたまたまその会派の一員であって疑惑を持たれているけれども、潔白だと主張する議員が少なくとも3名いらっしゃいますので、そうした方の潔白を、市議会で公式な場で晴らしていただくという必要があるということで今回提案に至りました。

提案理由の説明は以上です。

○戸村節子仮議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金子貞作議員。

○金子貞作議員 日本共産党の金子貞作です。ただいま議題になりました発議第43号政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する決議について、一問一答で大きく3点質疑をさせていただきたいと思いま

す。

今、提案理由の説明があって、切手の大量購入のこの問題についてある程度理解はできました。地方議員による政務活動費の不適切な支出が次々と報道される中で、市川市議会でも政務活動費の使途への関心が高まり、市民から公開請求を求める、そういう案件がふえております。地方自治法で政務活動費は、議員の調査研究に資する必要な経費の一部を交付するとなっています。そして、議員が条例を立案したり、提出したり、また市長の議案を監視しチェックする、そして一般質問で政務活動費を有効に生かしていく、その目的のためあります。政務活動費の目的を明確に認識し、使途についての厳格性と透明性が一層求められていると思います。また、政務活動費は公金であり、市民の血税であることをしっかりと我々は自覚しなければなりません。

そこで質疑しますが、まず1点目、この決議の提出に至った経緯、経過についてあります。今、提案理由の説明である程度理解できた部分はありますが、なぜ今、100条委員会を設置する、特別委員会を出さざるを得ないのか。もっと別の方法がなかったのか。この点について再度提出者に伺いたいと思います。

○戸村節子仮議長 答弁を求めます。

越川雅史議員。

○越川雅史議員 発議提出に至った経過、経緯ということで、先ほどと重複する部分は割愛をさせていただきます。これ以外に場がなかったのかということで、まず全員協議会の申し入れをしたけれども、断られた。そして代表者会議の下部組織の經理責任者会議、これをもっと実のあるものにしてほしいという要望もしましたが、それはそのとおりやっているということで、私たちの不満に寄り添ってもらえませんでした。そして一般質問で聞いたとき、問題提起をしたときには、議長の議事整理権の発動、相次ぐ議事進行発言、そして大きなやじ、最後は御承知のとおり、議長、副議長が故意に議場にあらわれずに流会に持ち込むということになりました。これが、強制力のある、調査権を有する100条委員会でしか真相を明らかにできないという判断に至ったところです。

市民の傍聴の方がいらっしゃいますので少し背景を申し上げますと、監査は確かに行われました。そして、その結果は、請求人の申し立てには理由がないから棄却することではありました。それは監査手続を実施した範囲内においてのことです。というような監査の限界がありました。例えばアンケートに切手を張って、町なかで不特定多数の人に配った。それを3,000枚やったとか、8,000枚やったとか、そういう話が出てきたわけですが、では、**その戻ってきたはがき1枚でも見たのか**と聞いたら、それは全て廃棄されているから1枚も見てないというような監査委員の答弁もあり、やはり監査の限界の中では疑惑は晴れていない。やはりそれなりの場で疑惑を晴らしていく必要があると、そんな経緯を踏まえまして100条委員会設置の発議提出に至りましたので、これがほかの場ではできない理由と、これまでの経緯、経過についての答弁とさせていただきます。

○戸村節子仮議長 金子貞作議員。

○金子貞作議員 住民から監査請求が出され、そして、この12月定例会でも多くの議員から一般質問で政務活動費の使途についていろいろ疑義の質問が出されました。代表監査委員が、やはり監査は限界があると、こういうことで私も議長に議事進行をかけまして、名前の出た会派についてはしっかりと議会として弁明の機会を与るべきだ、それで納得できない場合は調査権を発動すべきではないかということを議長に提案いたしましたが、議長は事実上拒否したと、こういうことで、越川議員が言うように、今回、やはり調査特別委員会の設置、これについては妥当であるというふうに理解をいたしました。

そこで、次に具体的に提案理由の内容について3点伺います。今回、切手に限定しているわけですけれども、この理由について。それから、疑義が生じているとありますけれども、先ほども御説明ありましたが、具体的な内容についてもう少しあわかりやすく教えていただければと思います。それから、100条委員会を設置して、議会

としてどこまでこの調査を行う予定なのか。この辺の考え方について伺います。

○戸村節子仮議長 越川雅史議員。

○越川雅史議員 ちょっと順番異なりますが、まず議会として、どこまで調査を行うのかということについては調査に予断を与えることが懸念されますので、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。

その上で、なぜ切手に限定しているのかということですが、この監査結果、ここには監査委員の意見というものが書いてあります。この中で監査委員は、「請求人が主張するように切手は換金率が高く、不正の温床となる可能性が否定できない」と述べています。また、「市民が疑惑を抱くことのないよう」、「市民に不信感を抱かることのないよう」と、言葉は変わっていますが、この点を繰り返し強調されています。これは一般質問の中でも確認しましたが、代表監査委員が私たちに投げかけたメッセージ。私たちはこれを受けとめて、政務活動費が、誰が見てもわかりやすい形に変えていかなければいけない、市民の方が納得できる形に変えていく必要があるということで、切手が不正の温床になるという意見を重く受けとめて、切手に限定をして調査させていただくことと提案をさせていただきました。

先ほども言いましたが、確かに請求は棄却するという判断が示されていますが、監査に限界があったからであって、請求が棄却されたといつても、監査結果が全てと開き直れるものでもなければ、潔白が証明されたことはなっておりません。この監査委員の意見を重く受けとめて、切手に限定した上で調査を行っていくというものです。

あと、どのような疑義が生じているのかという具体的な内容です。先ほども触れましたが、緑風会第1という会派が実施したアンケートは、例えば平成25年6月7日から6月21日まで市内3,000名に、調査は対面で、現在の市庁舎整備の検討状況を詳細に提示した上で行ったということでした。これについて、私は、この日程は議会と丸かぶりの日程じゃないですかと。この議員の方は、議会で要職についている方です。であれば、昼間議会において、それで朝晩だけで3,000人に会って詳細なアンケート調査ですね。市庁舎の建てかえに関する検討状況を詳細に提示して、そんなアンケートが本当にできるのかと、そういうようなところで具体的に疑義が生じていると思います。

市民の方がいますので、少し丁寧にかみ砕きますと、15日間で3,000人に会うわけですから、1日200人に会わなければなりません。確かに土日もあれば休日もありますから、そういう日は1日使えると思いますが、例えば私たちは駅頭でビラを配ったりとか、そういう活動をしていますから、1日仮に200人だったとしても、それがどんなに難しいことかわかっています。また、アンケートのやり方をするにしても、市川駅前であろうが、行徳駅前であろうが、市民かどうかはわからないわけです。ここには市民の本音、住民の本音をヒアリングしてアンケート調査を実施したと言っていますが、本当に本音を探るのであれば、もっと別の方法なのではないかと思います。市川駅前で確実に市川市民をつかまえられるかどうかはわからないわけです。こういう疑義が生じています。具体的な内容について、まだまだ幾つもありますが、答弁が長くなりますので、ここでとめておきます。

○戸村節子仮議長 金子貞作議員。

○金子貞作議員 切手は換金率が高いということで、この問題に絞ってやるということで理解をいたしました。私ども共産党も市民アンケートを実施しております。市民に無作為にポストに投函して、そして返ってきた分だけ政務活動費を使わせていただいて郵便局に払うと、こういうやり方をとっております。いずれにしても、市川市議会も100条委員会を設置せざるを得ない、こういう状況になるということは非常に残念に思います。政務活動費の使い方については、我々も過去何度も議論して、厳しい議論も行われてきております。しかしながら、こういう問題が出るということは非常に残念であり、まだまだ市川市議会としても改善すべき点が多々あるのかなと思います。

そこで提出者として、今後さらに改善すべき点について御意見があればお伺いしたいと思います。

○戸村節子仮議長 金子貞作議員に申し上げますが、今後のことについてはちょっと質疑とは外れるかというふうに思いますが。発議に対しての質疑をお願いしたいと思います。

○金子貞作議員 それでは、提案理由の『監査委員の意見』を真摯に受け止め、政務活動費の使途の透明性の向上へ向けた議論に役立てる」、こういうことでありますというふうになっています。この点について提出者の考え方を伺いたいと思います。

○戸村節子仮議長 越川雅史議員。

○越川雅史議員 この監査意見のところに、例えば切手の購入制限の設定等というのがあります。市民の方々にわかりやすく説明する必要があると思いますので、これを読み上げます。「請求人が主張するように切手は換金率が高く、不正の温床となる可能性が否定できないことから、切手の取扱いには細心の注意が必要である。このことから、切手の大量購入の制限、切手の管理を明確にできる切手受払簿の常備、切手を使用して会報を発送した場合の発送先リストやアンケート調査を実施した場合の返信用葉書等の保管など、市民が疑惑を抱くことのないような運用を要望する」というふうにありますので、こういう監査委員の意見を重く受けとめて改善に向かっていくべきだと思います。

また、書かれたことだからやる、書かれてないことだからやらないということではなくて、これまでルールがまず曖昧でした。そして、支給が会派ごと、それも今、この議場にいる議会活動での会派とは別に政務活動費の会派ということもあって、本当にこれは会派ごとにやるのが望ましいのかどうか。もしかしたら政務活動費だけの結びつきというものが今日のような事態を生んだ可能性もございますので、そういう、ここに書いてないことも含めて、ルールが甘かった、そして意識も低かった、制度も不備があったと思います。私たちも、野々村事件の前と後では私自身も含めて意識が低かった点もありますので、ぜひ改めるべき点は改める。また、チェックも甘かったと思います。議会事務局のチェックも甘かったと思いますし、チェックミスもあったと書いてあります。総務課のチェックも、もう少し牽制機能の働く必要もあるかと思います。また、情報公開ももっとできる部分もあるのかもしれません。とにかく調査が始まっておりませんし、終わっておりませんので、余り主觀では申し上げたくないんですが、42名全員で自主的に自律的に透明性を高めて、市民の方々に御納得いただけるよう形に改善を図っていくべきものと考えております。

○戸村節子仮議長 金子貞作議員。

○金子貞作議員 私もやはり政務活動費は市民の貴重な税金であると、こういう自覚を常に持って、我々議員も使途に当たっては厳しく戒めていかなければいけないし、また、より一層チェック体制が必要かなというふうに思います。いずれにしても、今回、100条委員会を設置せざるを得ないと。こういう点で非常に残念ですけれども、やはりきちんとした市民に説明できる、そういう市議会にしていくことが必要だということを申し上げて私の質疑を終わります。

○戸村節子仮議長 ほかにありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○戸村節子仮議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔増田好秀議員「はい」と呼ぶ〕

○戸村節子仮議長 増田議員は賛成ですか、反対ですか。

○増田好秀議員 私は賛成です。

〔高坂 進議員「私も賛成です」と呼ぶ〕

○戸村節子仮議長 ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○戸村節子仮議長 それでは、増田好秀議員。

〔増田好秀議員登壇〕

○増田好秀議員 無所属の会・市民ネット、増田好秀です。政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する決議について、賛成の立場から討論します。

私は、100条委員会なんて設置されなければよいと思っています。そして、切手大量購入により政務活動費の不正支出をした議員は市川市にはいない、そう信じています。号泣県議で有名な野々村元議員の切手大量購入による政務活動費の不正支出、それと全く同じことが議長、副議長を含めて市川市議会議員10人以上で行われている、そんな疑惑があり、市川市で監査が行われました。しかし、調査権を持たない監査のためか、不明な点が幾つかありました。でも、だからといって、統一地方選挙を4月に控える今のタイミングで特定の議員に影響が出てしまう100条委員会を設置したりするのは私はよくないという考えを持っていました。

そもそも切手大量購入により政務活動費の不正支出をした議員は市川市にはいないと思います。では、なぜこんな事態になってしまったのか。それは、政務活動費に対する私たち議員の意識が低かったから、市民に余計な心配をかけてしまったのです。そして、監査を監査委員だけに任せるとではなく、私たち42人の議員全員が疑惑に取り組まなければいけない問題だと考え、議長に切手大量購入による政務活動費の不正支出の監査結果について全員協議会を開く旨を申し入れました。しかし、なぜか拒否をされてしまいました。いわく、個人で勝手に調査したほうがよいとのこと。私はその考えには共感できませんが、議長の意見を受けて、一般質問の場で6人の同僚議員が質問を行いました。その際わかったのは、調査権を持たない監査のため、不審な点が多数ある。いわく、切手を1万5,000枚買ったのは、自分で張ったほうが気持ちが伝わるから。普通であれば、料金後納を利用すればいいです。そして、返信用はがきであれば未返信分の切手10万以上が無駄にならずに済みますとか、いろいろな切り口の一般質問により、疑惑は晴れるのではなく深まるばかりでした。

そして12月定例会の最終日、16日の火曜日、100条委員会の設置により原因究明を行う旨の発議の採決の際、議長と副議長は議会を捨てて家に帰ってしまい流会し、12月定例会が閉会しました。前代未聞の出来事ですし、日刊ゲンダイなどの新聞に「正副議長がバッклレた！」などの内容で載るほどの騒ぎになりました。さすがの私でも、こんな出来事が起きてしまうと強烈な違和感、疑惑を感じます。私見も交えていますが、これが市川市議会で起きている現状です。

そんな現状を迎えて、私たち市川市民の、私たち市議会議員の役目は何でしょうか。市川市議会80年、伝統を守るために事態をうやむやにしてごまかしてしまうことでしょうか。私は、それは違うと思います。このまま全てをうやむやにして、同僚議員の切手大量購入による政務活動費の不正支出を見逃す私たち市議会議員が今後の市川市の運営のチェック機能として正しく機能するとは到底思えません。真相を解明して、市民に対して議会としての説明責任を果たさなければいけない。そして、そのためには、当事者の私たちがしっかり問題意識を持って調査していく必要があります。議員皆さんにいろいろな考えがあることは十分承知しています。その上で市民目線で広い視野を持って、そして良識を持って判断していただきたいです。私は今回提出された、政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する決議についてに合理性があると考えます。ですので、政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する決議について賛成です。

以上です。(傍聴者拍手)

○戸村節子仮議長 拍手は御遠慮願いたいと思います。

次に、高坂進議員。

〔高坂 進議員登壇〕

○高坂 進議員 日本共産党を代表して、高坂進、発議第43号に対する賛成討論を行います。

平成26年8月28日、市民から市川市監査委員に対して、地方自治法242条第1項の規定により職員措置請求書で監査が請求され、補正された後、監査が実施され、監査結果が公表されました。それについて、本議会で多くの議員から一般質問が出され、その具体的な内容も明らかになっていますけれども、政務調査費、政務活動費が本来の目的に沿って使われてきたのかどうかについてはなお不明な点が残されていると思います。一般質問では、具体的に切手が本当に使われたかどうかについては当事者に聞くこともできず、また質問もたびたび議長により整理されるなどもあり、実態が解明されることはありませんでした。監査結果では、政務調査費、政務活動費の運用の考え方ということで、「市議会議員の発議により制定された条例及び市議会の会派代表者の申し合わせにより策定された手引きにより運用されており、市民の選挙により選ばれた市議会議員で構成される市川市議会の自主性と自律性に委ねられて運用されているものと認められる」とあります。この運用は市川市議会の自主性、自律性によって運用されているものであり、その責任も市川市議会が負うものであるということになっております。

そういう中で、監査委員より調査され判断が示されたが、その調査において、代表監査委員も述べているように、調査権限も対象者の任意の協力によるなど、限界もあることが明らかになっています。また、切手を張ったはがきを不特定多数に配布した場合には公職選挙法に抵触するおそれもあるとの答弁もされました。はがきを買うこと、それを使うこと自体、本市の政務調査費、政務活動費では、大量であろうと、対象者が主張しているとおりに使用されたものであれば不正なものではないということは監査委員の監査でわかりました。しかし、アンケートや会報の送付に使われたことを証明する直接の証拠、例えば返送されたアンケートの現物が平成25年度のものでさえなかった、検査することができなかつたと。また、会報の送付では、実際に送付されている人が実在しているかどうかなどの調査まではできないということになっております。そういう点で証拠物件や聞き取りでは、実際にその目的に使われたかどうかは確認できないということです。これは市議会の自主性、自律性に委ねられたものであり、監査委員の範囲を超えているということです。したがって、監査委員の監査がこの問題の全てであるということではなくて、今回の地方自治法100条に基づく調査特別委員会の調査は全く別の調査というふうに考えられる。明確に分けて考えなければいけないというふうに思います。

監査委員の監査結果は、結果として発議第44号のように、何ら具体的な証拠も示すことなく調査特別委員会の設置を求めていくのではなくて、明確な根拠に基づいて、議員の中や市民の中で疑義が出されている以上、これに真摯に応えるのが市川市議会の責務と言わなければなりません。市川市議会ができるることは最大限実行していくことが市民の要請に応えることになります。市川市議会ができるにもかかわらず、それを放棄するのであれば、それは市民への裏切りであると言わなければなりません。また、今回の調査の対象になっている方にとっても、弁明、反論する機会が与えられるということになります。このような面でも調査特別委員会を設置し、事実を確認し、今後の政務活動費の運用に反映させていくことが今必要であるというふうに思います。

以上の点から発議第43号による調査特別委員会の設置に賛成をいたします。

また、調査特別委員会の設置を正当な手続によって要求したにもかかわらず、議長の勝手な考えだけで12月定期会を勝手に流会させたことは、まさに市議会を冒瀆するものだと言わなければなりません。そして、再び臨時会を開催しなければならない、このような混乱をもたらしたことの責任は議長と副議長にあることもあわせてつけ加えておきます。

以上です。

[発言する者あり]

○戸村節子仮議長 傍聴人の方は御静粛にお願いいたします。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第43号政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○戸村節子仮議長 ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○戸村節子仮議長 この際、暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後2時45分開議

○岩井清郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 発議第44号政務活動費（調査費）の不正支出の調査に関する決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高坂進議員、石原よしのり議員、増田好秀議員、石崎ひでゆき議員、佐藤幸則議員、越川雅史議員、清水みな子議員、桜井雅人議員、かつまた竜大議員、秋本のり子議員、金子貞作議員、谷藤利子議員、守屋貴子議員、湯浅止子議員、中山幸紀議員、宮田かつみ議員、佐藤義一議員及びかいづ勉議員の以上18名の議員は除斥となりますので、退席を求めます。

[高坂 進議員、石原よしのり議員、増田好秀議員、石崎ひでゆき議員、佐藤幸則議員、越川雅史議員、清水みな子議員、桜井雅人議員、かつまた竜大議員、秋本のり子議員、金子貞作議員、谷藤利子議員、守屋貴子議員、湯浅止子議員、中山幸紀議員、宮田かつみ議員、佐藤義一議員、かいづ 勉議員退席]

○岩井清郎議長 お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○岩井清郎議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

松井議員。

○松井 努議員 それでは、発議第44号につきまして何点か質疑をさせていただきます。

まず第1点が、私も会派に所属しておりますけれども、内容の中に、4会派に対しまして資料作成費から事務費に至るまで、全項目について不正支出についてということで、このように羅列をされております。しかしながら、私も含めて会議費がゼロであったり、人件費がゼロであったり、要請・陳情活動費がゼロであったり、そのような会派が多いようでございます。そういう中で何点か質疑をさせていただきます。

ここに100条委員会設置を要請するわけでありますから、大変重い委員会であります。さきの発議第43号につきましては、住民監査請求から一般質問を含めてさまざまなデータがあり、しかもインターネット上にも会派

名、名前まで出ている状況の中での発議であります。しかしながら、この発議第44号につきましては、どの会派の誰がどのように不正、あるいは疑義があるのかということが一切明示されておりません。

まず、いつ、誰がどのように調べた結果、不正の疑いがあるのか。たくさんございますので、一問一答ということで質疑をさせていただきます。

○岩井清郎議長 金子正議員。

○金子 正議員 ただいまの松井議員の質疑にお答えをいたします。

4会派の名前が挙がって不正支出という表現になっておりますが、これは今般の問題が発生した中では一部一一人でしょうね。一部住民というか、政務活動費に対するさまざまな課題については、新聞、テレビ、兵庫県の県会議員等の問題から発して大きく注目された。その後、市川市民から、いわゆる公文書公開請求がされて、その公開請求をもとに、この政務活動費について大変たくさんある必要がありますよということでこの問題に今発展しているわけであります。そうした意味で100条委員会は大変重いのでありますと、私どもの4会派の政務調査費のさまざまな項目について、全般にわたって明らかにしていく必要があるだろう。不正支出でなければ、全く問題なければ——先ほど支出ゼロなどというものがありましたけれども、こうしたものについて、100条委員会は全部取り上げるわけじゃありません。さまざまな課題、こうした市民からの指摘がある。そういう意味で幅を広げて、そして調査をして、これを市民に明らかにしていく必要があると、こういう思いでこのような100条委員会の設置を求めたわけであります。

以上です。

○岩井清郎議長 松井議員。

○松井 努議員 ただいま答弁がございました。ここに指摘をされている会派について、まだ会議費、あるいは人件費、備品購入費、要請・陳情活動費、ゼロの支出の会派もたくさんあるようでございます。今のお話を伺いますと、指摘をしても、不正があるかどうかわからないというような中で全てを明らかにするというふうに私は聞こえたんですけども、本来、100条委員会というのは不正があることについて指摘をすることであって、不正があるかないかわからないようなことについて100条委員会を設置する、そのようなことになりましたら、議員各位のもとに何かが起こった場合に全て、絶えず100条を申請して設置すべきだと。大変乱暴なことに発展するんじゃないかなというような気がいたします。

それはさておきまして、そういうことであるならば、18名ではなくて、私も含めて42名全員の議員に対して不正を正す、そういう100条委員会であるならば、私もそうかなというふうに思いますけれども、それはいかがですか。

○岩井清郎議長 金子正議員。

○金子 正議員 制度的に大変矛盾があると思うのでありますが、いわゆる100条委員会でターゲットにされた議員は除斥になります。42名全員をターゲットにすると100条委員会にならない、委員が不在というような仕組みになっています。これでは、せっかくの100条委員会が機能しないと。そういう部分を配慮した結果であります。

以上です。

○岩井清郎議長 松井議員。

○松井 努議員 これ以上は質疑いたしませんけれども、後ほど反対討論の中でまた少し述べたいと思いますので、以上で終わります。

○岩井清郎議長 次に、加藤武央議員。

○加藤武央議員 ただいまの松井議員の質疑に対しましての金子正議員の答弁ですが、発議第44号の提案理由に

については、私ども提出議員としては理解できると思うんです。しかし、ここにおられる、また、これから皆さん方に知れ渡ると思いますが、一般の市民の方々には、今の答弁ではまだまだ説明不足であると私は感じていますので、金子議員におかれましては、もう少しあわかりやすく発議第44号に対する説明を伺いたいと思います。

○岩井清郎議長 金子正議員。

○金子 正議員 それでは、提案理由の説明が文書になって渡っております。これは関係者には渡りますけれども、確かに市民には知らしむべき内容でもありますので、これをまずは朗読させていただいて、さらにつけて加えたいと思います。

発議第44号政務活動費（調査費）の不正支出の調査に関する決議についてということで100条委員会の設置を求めているものであります、「一部の市民より指摘されている政務活動費の使用については、先に一市民より住民監査請求が行われ、監査委員の監査結果11月4日付の市川市監査委員告示第3号『市川市職員措置請求に係る監査結果の公表』で本件監査請求を棄却との結論が出されている。しかも当該住民監査請求は切手を購入した事案に絞られており、監査請求されていない疑義が生じている支出についての解明も必要である。不正支出が疑われる点について調査し、その上で政務活動費の使途の透明性向上に向けた手続き改正が必要である」、このように提案理由を申し上げております。

先ほども申し上げましたとおり、今般の問題の発端は、一市民の公文書公開の請求が行われた結果、その問題、指摘がブログ等に紹介をされた。一部会派、あるいは切手等に限られた形で住民監査請求がなされました。その結果は先ほど申し上げたとおり、監査請求を棄却すると、こういう結論であります。その後、今般、その監査結果について問題だと。したがって、切手を購入した会派4会派になりますけれども、ここにターゲットを絞った100条特別委員会の設置を求められたわけであります。まさにこれは、先ほどさまざまな問題がありますよということが住民から指摘されている。これら一方的な100条委員会で、いわゆる公平、公正の判断が果たしてなされるんだろうか。こうした思いから、**市民から多く指摘されている政務活動費のさまざまな課題について調査をして、その上で政務活動費の使途の透明性をしっかりと向上させていく**。さらには、市民に御理解いただけようなしっかりととした政務活動費の使用についての内容をこれからも定めていく。市民に誤解を与えないよう、あるいは我々議員としても、この100条委員会を通じて、しっかりと市民に説明のできる政務活動費の活用を考えていく。こういう思いでありますので、この提案理由を申し上げたわけであります。

以上です。

○岩井清郎議長 加藤議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。今、金子議員が答弁で使いましたが、さまざまな問題、切手以外の問題点のことを述べているのかと思いますが、そのさまざまな問題、また項目というものがもう少し詳しくわかれば教えていただきたいと思います。

○岩井清郎議長 金子正議員。

○金子 正議員 本来であれば、100条委員会が開かれて、具体的なさまざまな例について述べていきたい。あるいは逆に言うと、そうした質疑者からさまざまな申し入れ、課題について具体的に明らかにされるのが望ましいのですが、それでは一体何が問題なんだと言われると、この時点でもいろいろ課題が示されておりますので、大きく7点ほど申し上げておきたいと思います。

まず、政務活動、市政、議会とは関係ないと思われる備品の購入、市政、議会活動、政務活動に必要な範囲を超えた備品の購入、あるいは市内出張なども問題になっております。年間二百何十日というような市内出張、あるいは県外・市外視察、そうした日にも市内出張がされているとか、そのような常識では考えられないような市内出張費の請求。4点目といたしましては、自分が所属している政党の機関紙の購入、あるいは関係書類の購

入。さらには、市川市の行政課題とは余りにもかけ離れたと思われるような市外視察の内容。さらには、自分の政党活動の出張がありますが、それと紛らわしい県外、市外の行政視察の問題。あるいは、市政、議会の活動とは関係ないと思われる図書の購入などでありまして、これらも市民から誤解があるわけですから、私たちは堂々と説明ができるという思いでいますけれども、この辺のところについて、切手だけをターゲットにして100条委員会を設置するというのは余りにも、しかも会派が極めて限定された形で、これがターゲットになっております。そういう意味で、私たちは全般にわたって、この問題の解明のために発議第44号で100条特別委員会の設置を求めたものであります。

以上です。

○岩井清郎議長 加藤議員。

○加藤武央議員 以上で発議第44号に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○岩井清郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩井清郎議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔松井 努議員「はい」と呼ぶ〕

○岩井清郎議長 それでは、賛成、反対から伺います。

松井議員は。

○松井 努議員 反対です。

○岩井清郎議長 小泉文人議員は。

○小泉文人議員 賛成です。

○岩井清郎議長 鈴木啓一議員は。

○鈴木啓一議員 賛成。

○岩井清郎議長 ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩井清郎議長 それでは、松井努議員。

〔松井 努議員登壇〕

○松井 努議員 行徳自民党の松井努でございます。発議第44号に対しまして反対の討論をさせていただきます。

まず、先ほど質疑の中でも申し上げましたけれども、ここに昨日の読売新聞の京葉版の記事がございますので、これは公平に書かれたものであるということを認識して少し抜粋をさせていただきます。「最初に百条委設置を求める市議グループをけん制する動きとみられ、同時に2つの百条委が設置されれば異例の事態となる」、これは発議第44号のことについて触れております。「同市議会の政務活動費をめぐっては今年8月、一部会派の議員が切手を大量に購入しているとして市民が住民監査請求を行い、11月に棄却された。一部の市議が監査では限界があるとして、百条委の設置を求める発議案を臨時会に出す。14人の市議が調査対象。一方、最初の百条委設置に対抗する形の発議案は、切手購入以外にも疑義がある支出を解明する必要があるとし、18人を調査対象としている」というふうに出ております。私の長い間の友人である、私の知る限り1枚も切手を買ったことがない方もこの14人の市議会議員の中に、私の記憶では4名含まれております。この住民監査請求、これはもう公然の

こととして、インターネットに名前も会派も出ております。

私たちは、なぜこの発議第43号を出したか。まず最初に、この全く関係ない4名の方は潔白でありますので、外すべきであろうと。しかし、こういうことをしなければ、行政からの監査報告の中には、そのような答弁も一切なかったわけであります。これは私に言わせれば片手落ちですよ。やはり切手を買った人間10名に対してだけ調査をして云々ということであるならば……。

○岩井清郎議長 松井議員に申し上げますが、発議第44号の範囲の中でお願いをいたします。

○松井 努議員 遮らないでください、関連しておりますので。先ほども提出者から、発議第43号についてる話がございましたけれども、これはあくまでも市民から出て、公の立場で新聞にも出ている状況の中のことと、この発議第44号の、何だかちっともわからない説明の中で不正があるんじゃないかなって、これはもしやるのであるならば、やはり会派の特定の人間を指して、この人間はこういうことで、こういう不正があるから（「説明はあるよ」と呼ぶ者あり）聞きなさい、あなたは。（「ちゃんと説明があるでしょう」と呼ぶ）説明なんか何もありませんよ。（「あるよ」と呼ぶ者あり）整理してください。

○岩井清郎議長 討論中ですから、静粛に。

○松井 努議員 討論しているときに、そういうことと言っちゃダメでしょう。私に言わせますと、先ほど発議第43号の中で増田議員も申しておりました。潔白を証明するのが一番の大前提でありますて、今名前が出ている方につきましても、100条委員会が開かれたとするならば、そこできちんと資料を提出して自分の身の潔白を証明すべきでしょう。であるのに対して、この発議第44号は対抗的に、自分たちだけが悪いわけじゃありませんよと。まず、市民のターゲットになって住民監査請求が出たのは切手問題ですよ。切手問題をただして、なつかつ、いろんな形の中でほかでただすこともあるでしょう。不正があることもほかにはあるかもわからないから、またその中に追加をしましょうよということであるならば、私もそのとおりだと思います。ただし、先ほども言いましたように、18名だけじゃないでしょう。42名の議員がいるんですから、全体的な不正があるかないかについては42名全員が調査対象ですよ。ですから、そういったことにつきましては100条委員会ではなくて、全員協議会であるとか、そういう形の中でやれば十分なことであるというふうに私は思います。

そういう意味で、この発議第44号につきましては、私は発議第43号に対する対抗案件と。市川市議会始まって以来の不祥事の中において、逆に切手を買って不祥事があって、それを皆さんから疑義で見られているのに、私に言わせれば、反省の色は全く見られないということを付しまして反対の討論とさせていただきます。（傍聴者拍手）

○岩井清郎議長 傍聴人に申し上げますが、静粛に願います。

次に、小泉文人議員。

[小泉文人議員登壇]

○小泉文人議員 会派自由クラブの小泉文人でございます。発議第44号政務活動費（調査費）の不正支出の調査に関する決議について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回、議会に上程されている発議第44号は、政務調査費が運用手引きに沿って清く支出されているのかをしっかりと調査する100条委員会設置に関するものです。本年は、とかく政務活動費において多くの国民、市民の関心が高まっていることは、ここにお集まりの皆様方も承知のことかと思われます。私たち市川市議会議員においても、年間に96万円の政務活動費が支出され、議案、条例、その他の項目について調査研究をして、市川市のさらなる発展に使用していくことになっております。

そのような中、本日、他の発議においても100条委員会が設置される運びとなりましたが、もしその政務活動費が市川市民全体のためになく間違った使用をされているのであれば、議会として、しっかりと正していく必要

があるかと思います。今回の発議は、まさに市川市議会がクリーンで透明であることを市川市民に示す100条の特別委員会です。まさか元兵庫県会議員の野々村氏のように、年間に何百件もの市内出張費を請求していたり、政務活動費でおおよそ中身が乏しい市外視察を組んで里帰りをしていたり、書籍という名目で議会の調査とはかけ離れた週刊誌を購入していたり、まさか政務調査費で特定の政党機関紙購入に支出をしていたり等、政党の活動費として使用、支出がされていないこと。政務活動費が議員の親、兄弟の生活費に充てられていてはならない。もう1度、市川市民の信頼を取り戻すために市川市議会の政務活動費全ての洗い直しをするため、物品購入を初め領収書が発行されている店舗での領収書の再度の照会や、市内、市外の視察にかかる出張旅費のさらなる照会と、行政職員や市民の方々まで、立ち会われた方々に来ていただき、調書の作成を行っていき、私たち市川市議会の政務活動費が清廉潔白であるということを明らかにするため、発議第44号を可決し、100条委員会の設置をすることを賛成として討論とさせていただきます。

○岩井清郎議長 次に、鈴木啓一議員。

〔鈴木啓一議員登壇〕

○鈴木啓一議員 発議第44号、賛成の立場から討論させていただきます。

これは何も発議第43号の対抗措置でもありません。牽制の立場でもありません。市川市議会のあるべき姿、市川市議会を構成する市川市議会議員として、しっかりと対応していかなければならないわけであります。12月定例会、6名の同僚議員が切手の購入について質問したわけであります。一市民の監査請求に対して代表監査委員以下、監査委員は必死に調査したわけで、その中で請求棄却ということであります。これは重く受けとめなければならないわけであります。私は、市川市が、議員が自浄作用がないのかと思うわけであります。同じ議員として、私は6名が一般質問になったときに情けない思いでいました。

そこで、まず最初に12月12日、一般質問。後で言いますけれども、その議員は自分の政務活動費、出したやつの中の一部が違反だと本会議で述べたわけであります。私はすぐ議事進行をかけました。本人が違反だと言っている。重大、重い発言だと。これは議長、どうなんだと。返還請求を含めてどう対応するのかと言ったわけであります。そのくだりは公文書、議事録でありますので、しっかりと後で読ませてもらいます。

また最終日、12月16日、ある議員が議会中にこんなことできるかということで、ある議員をただしたわけであります。私は聞いていられませんでした。そのただした議員が議会中に市内視察している。私もそこで議事進行をかけました。おかしいんじゃないかな。この議事録、また読ませてもらいますけれども、そういうことで、発議第44号をきちんとした形で、市民の皆さんのが納得いく方向でやらなければならない、そういう思いからであります。

では、そのくだりを読ませてもらいます。平成26年12月12日、議事進行、かいづ勉議員が終わった直後であります。鈴木啓一議員「今、かいづ議員から大変な問題の発言があったわけであります。なぜか。問い合わせたところが、違反だと。議長、違法支出を認めたことになるんですよ、これ。大変な問題です。返還請求を含めて、議長はどのように考えていますか」、私が議事進行をかけたんです。その答え、議長の発言です。「この際、去る12月12日の鈴木啓一議員の議事進行に関する発言に対しお答えいたします。議長において後刻調査の結果、かいづ勉議員は、『私が違反なんです。でも、違反は違反ですけれども』と発言しております。議長といたしまして、市川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第3項に基づき調査したところ、平成23年度の議会報告に関するはがきに会派名に加え、かいづ勉議員の個人名のみが入っていたことが判明いたしました。このことは、市川市議会政務活動費の交付に関する条例に抵触する可能性があると考えるところであります。今後、定められた手続に従い、返還請求も含めた対応をしていきたいと考えております。以上のとおりでありますので、御了承願います」。

○岩井清郎議長 簡潔にお願いいたします。

○鈴木啓一議員 これは議事録だから簡潔ですよ。次、平成26年12月定例会最終日、議事進行、これは6人の質問者の最後の越川議員に対してであります。これ、議事録に載っているやつですよ。越川さんの一般質問が終わった後に私は議事進行をかけ、鈴木啓一議員「いろいろ越川さんから出ていますが、私は聞いちやいられないんですよ。なぜか。本人が清廉潔白なの。議長におかれましては、平成24年3月31日、市内視察、一括して請求しているんですよ、これ」。1年分ですよ。「そんなのあり得ますか。それから、なおそれにおいて、6月定例会、9月定例会、12月定例会、2月定例会の本会議、常任委員会、そこにも市内視察は入っているんですよ。しっかり調べてください。以上」。それで、その後に議長がこう言っているんです。これは議員の皆さんみんな聞いているわけです。「この際、先ほどの鈴木啓一議員及び湯浅止子議員の議事進行に関する発言に対しお答えいたします。御指摘の政務活動費における市内視察に係る経費につきましては、後日、議長において調査したいと思いますので、御了承願います」ということあります。

ですから、何も反対、あるいは牽制、対抗措置じゃありません。議会の中でみずから議事進行をかけ、ただした結果、こういうことになっているんです。ですから、市民の皆さんのがきっちと市川市議会のあり方、これについて対応をとるべきだということで、発議第44号賛成の立場からの討論といたします。

以上。

○岩井清郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより発議第44号政務活動費（調査費）の不正支出の調査に関する決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩井清郎議長 ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○岩井清郎議長 この際、暫時休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後4時54分開議

○岩井清郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩井清郎議長 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○岩井清郎議長 この際、御報告申し上げます。政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、高坂進議員、石原よしのり議員、中村義雄議員、西村敦議員、浅野さち議員、増田好秀議員、石崎ひでゆき議員、佐藤幸則議員、越川雅史議員、清水みな子議員、桜井雅人議員、宮本均議員、大場諭議員、稻葉健二議員、金子貞作議員、谷藤利子議員、守屋貴子議員、堀越優議員、松葉雅浩議員、加藤武央議員、中山幸紀議員、宮田かつみ議員、松井努議員、松永修巳議員、